



少額輸入貨物の税金／関税徴収に関する提案

増え続けるeコマースでの少額輸入品に対する税金と関税の徴収は、政府にとって課題となる可能性があります。税金や関税の複雑な計算は、小規模事業者をグローバルな輸出事業から遠ざけてしまうかもしれません。

しかし、政府や貿易業者（特に中小企業）、運送業者にもメリットをもたらす簡単な方法で輸出できる良い例があります。国際政策に情報を与える必要がありますが、貿易を促進する上で役立ちます。

本書は、大手のエクスプレス輸送会社が実行している既存のベストプラクティスの綿密な分析に基づくソリューションを提案するものです。

序文

デジタル経済により、企業はその規模の大小や所在地にかかわらず、グローバル市場に参入できるようになりました。eコマースは、企業の新規参入を促進すると共に、かつてない国際貿易の成長を下支えしています。

eコマースは、数百万社の中小企業（MSME：Micro, Small and Medium-Sized Enterprises）に対して、国際貿易への門戸を開きました。しかし、変化は常に課題ももたらします。重要なのは、誰もが最大限に恩恵を受けられるようにその課題に対処することです。多くの国において、小口貨物の通関を管理する規則はまだeコマースの進化に適応していません。具体的には、製造業者やオンライン小売業者が個別に最終消費者へ直送する少額貨物（LVS：low-value shipments）は、2つの事業体間で大量に輸送される、大型で高額的一般貨物とほぼ同じように扱われています。

MSMEは現在、インターネットを通じて顧客に直接販売することにより、ビジネスを拡大する機会を得ています。しかし、

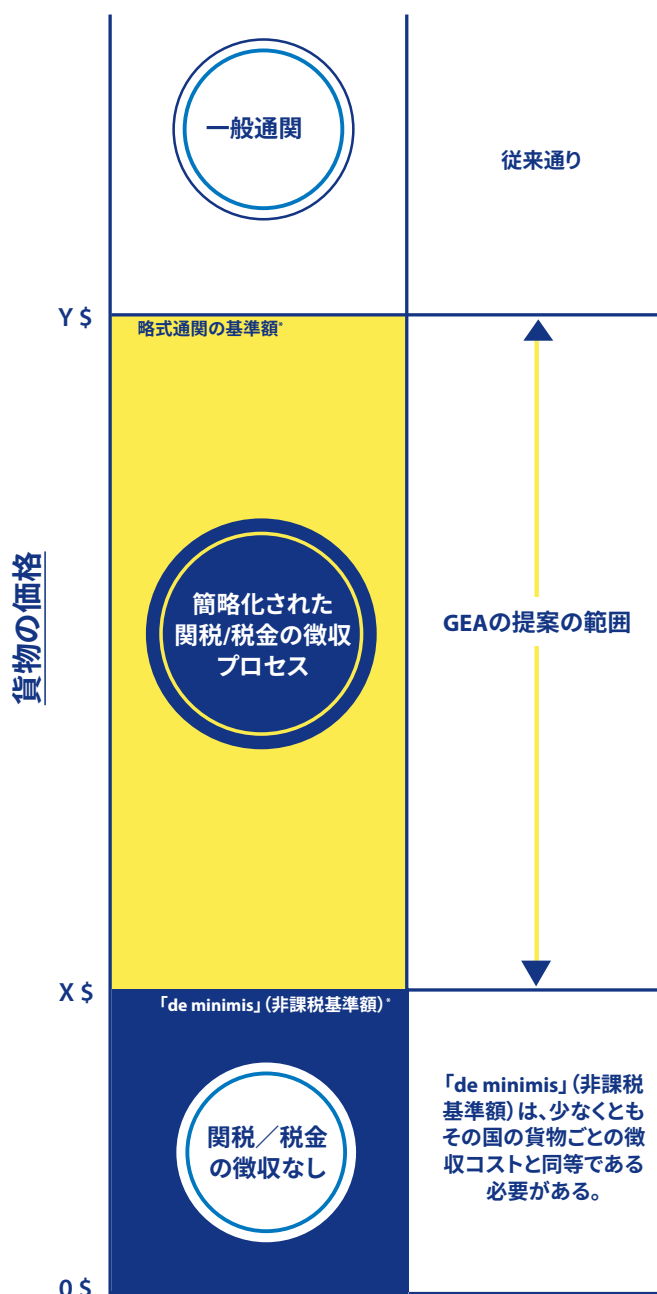
国境での手続きに関する複雑な規則（例：複雑な税関申告や、その他の比較的単純な輸入手続き）が国際市場参入の障壁となっています。MSMEには、このような複雑な要件を満たすだけの資力や人材がありません。これは特に、LVSの出荷に税金と関税が関係する場合に当てはまります。第一に、国によって商業的に実行可能な「de minimis」（非課税基準額：貨物が非課税で市場に参入できる額）を定めていない場合があります。第二に、「de minimis」を上回る場合には、「略式」通関基準額が設定されている必要があります。これにより、関税や税金を徴収しながら、通関手続きは簡略化できます。簡易通関基準額が設定されていないと、すべての少額貨物に適用される仕向地の税金と関税を計算して納付するには、多くの場合、高度な専門知識を持つ社員が必要となります。また、場合によっては、貨物の仕向地の国の税務担当者が必要です。これで、通常は少額貨物を取り扱っているMSMEが大手多国籍企業と肩を並べて参入することは難しく、むしろ躊躇する理由がわかるでしょう。

一方、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の蔓延により、実店舗が閉鎖を余儀なくされたことで、eコマースの重要性が裏付けられました。他方、その経済的影響により、多くの政府がさらなる収入源を模索することを余儀なくされるでしょう。これにより、既存のde minimis（非課税基準額）が廃止されるべきではありません。代わりに、LVS価格範囲内の貨物からの徴収は、政府の徴収コストを削減し、MSMEが貿易成長の潜在力を実現できるよう手続きを合理化する形で適応させる必要があります。

越境貿易やインターネット対応の商取引への多様な企業の参加を促進できるよう、簡略化された効率的な手続きを模索することには、これまで以上に最大限の努力が必要なのです。免税・非課税貨物のde minimis（非課税基準額）は、国際貿易で強力なMSMEセクターを構築する重要な要素ですが、政府にとって重要なのは、課税対象となる少額貨物からの徴収方法を効率化・合理化することです。次ページ以降では、全当事者が最大の利益を享受できるよう、関税と税金を効率的に計算、徴収、納付する方法を提供する、GEA（Global Express Association）による新しいアプローチの概要を説明します。

Global Express Associationは、次のエクスプレス輸送の大手3社、DHL、FedEx、UPSによる団体です。

GEAの提案の位置付け



*2つの基準額（関税や税金が徴収されないde minimis（非課税基準額）と、簡略化された徴収手続きが適用される簡易通関）は、各国が自国の状況に応じて設定するものです。

政策の提案

少額貨物はまさに、少額です。

当然ながら、1件の少額貨物から徴収できる税収も少なくなります。しかし、複雑な輸入手続きには費用がかかります。手続きを実行する当局にとってもそれは同様です。徴収手続きの費用は、貨物からの税収を超える可能性があります。その結果、税務当局では純損失が発生します。よって、少額貨物からの徴収は、手続きを簡略化して、コスト削減と効率化を図る必要があるということです。

GEAでは、少額貨物からの徴収の簡略化を広く浸透させることが、特にMSMEによる取引を後押しすると考えています。

貿易政策の原則

このような貿易促進効果を踏まえると、WTOの電子商取引に関する共同声明イニシアチブ(JSI: Joint Statement Initiative on E-Commerce)は、徴収の効率化・有効化を図るという課題に取り組み、MSMEを含むすべての関係者がeコマースのメリットを享受できるプラットフォームを作成する、絶好の機会を提供するものです。

JSIの加盟国は、自国の「簡易申告手続き」の見直し、また、「de minimis」(非課税基準額)と一部の「略式通関/簡易通関(申告)」基準の中間に属する貨物の徴収方法に特に注目して、最新の内容に変更することに同意できるでしょう(下図参照)。運用の詳細は、WCOやOECDなどの専門国際フォーラムで検討できますが、WTOは政策を定めるべき場所です。

したがって、GEAの最初の推奨事項は、JSI加盟国が、そのような手続きが準拠すべき一連の原則¹を検討することです。

一連の原則

1.

少なくとも国の1貨物あたりの徴収コストと同等のde minimis (非課税基準額)を維持する²

a.

基準に関し、国内外の小売業者間で差別が生じないようにする。

b.

シンプルかつ低コストで、政府、あらゆる規模の企業、運送業者にとって導入しやすい。

c.

国内税に関する限り、輸入品の徴収および納付プロセスは、可能な限り国内プロセスに沿っている。消費税の徴収には必ず差別が生じないようにし、税関から離れて徴収と納付を行うようにする。

d.

税関における手続きが衛生、安全、および治安のみに焦点を当てるよう徹底する。

2.

de minimis (非課税基準額)を上回り、商業的に意味のある価格を下回る貨物の場合(簡略申告の基準額)、各国は次のような徴収システムを導入する必要がある:

¹付録2に、文案を掲載しています

²貿易円滑化協定(Trade Facilitation Agreement)に従い、一部のカテゴリーの品目は「de minimis」(非課税基準額)から除外できます。当局は、基準を下回る貨物の輸入を調査、留置、押収、没収、または拒否する権利を留保します。

詳細な説明:徴収モデルと3つのオプション

世界各国の既存のモデルを分析した結果と、OECDのガイドランスからの引用³を踏まえ、少額貨物向けの簡略化された徴収モデルを提案いたします。共通の要素を中心に構成されていますが、さらに3つのオプションも提案しています。この徴収モデルは汎用型ではありません。

モデルで特定された3つのオプションは、相互に代替するものではありません。この3つのオプションは、税法、経済の発展段階、貿易および財政政策など、国ごとの特定の状況に適應するよう意図されていますが、いずれの場合も関税および税の徴収の簡略化によるメリットをもたらします。

1. 最も簡略化されたオプション:統合された定率の採用

一部の国では定率輸入手数料の導入を選択しました。これは妥当な値に設定されており、すべての関税と税金に代わります。

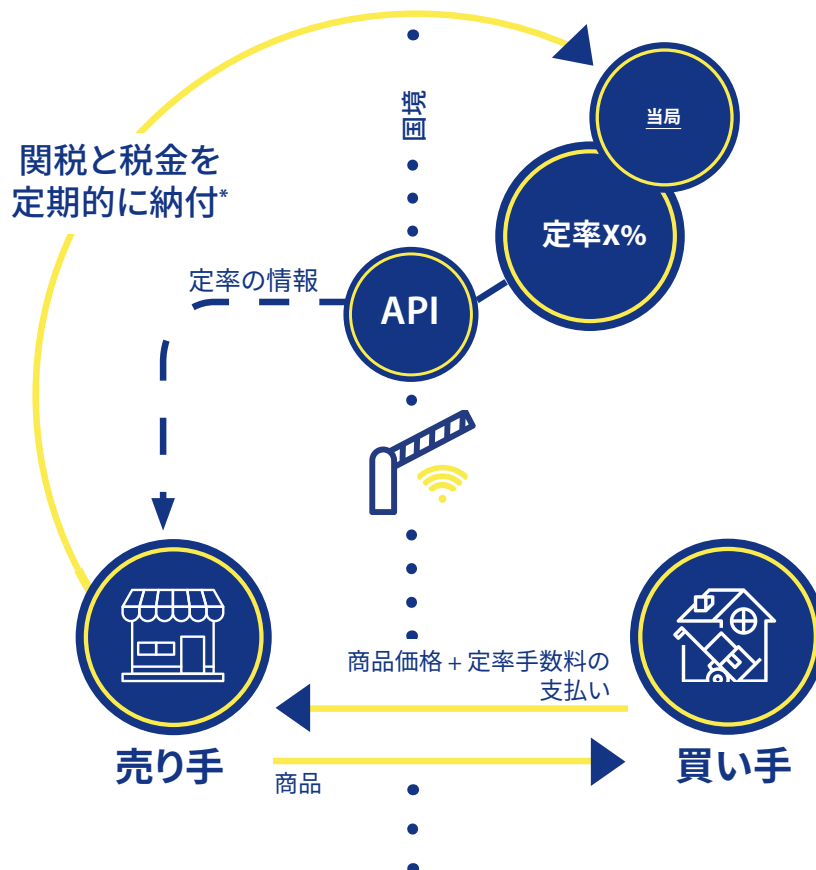
この方法には、シンプルさと予測しやすいというメリットがあります。手数料に関する情報は、「Application Programming Interface」(API) (本書8ページの「APIとは」参照)を通じて提供でき、国外ベンダーの発地において非常に簡単に徴収できるようになります。

ただし、既存の差異を最小限に抑えることはできますが、国内外のベンダー間で同等の処遇を保證するものではありません。また、既存のGATT関税表と照合し、基準額を下回る商品についてこの可能性を考慮していることを確認すべき場合もあります。

モデルの 共通要素

- 税金や関税が徴収されないde minimis (非課税基準額)。少なくとも、1貨物当たりの徴収コストと同等である必要があります。
- 商業的に意味のある基準額。この額を下回ると、簡略化された手続きが適用されます。
- 2つの基準額 (関税や税金が徴収されないde minimis (非課税基準額) と、簡略化された徴収手続きが適用される簡易通関) は、各国が自国の状況に応じて定義するものです。
- 少額申告価格基準内で貨物の税金や関税情報を取得するために使用する「Application Programming Interface」(API) (本書8ページの「APIとは」参照) など、既製の技術ソリューション。APIにより国外ベンダーが発地にて仕向地の税金や関税率に自動的にアクセスし、仕向地の政府に納付できることは、MSMEにとって明らかなメリットです。

オプション1 - 定率制による簡略化



³ <http://www.oecd.org/tax/consumption/mechanisms-for-the-effective-collection-of-vat-gst.htm>

*直接納付または通関業者による納付

2. 国境で主に関税を徴収する国に対するオプション

このような国では、簡略化された分類と関税率システムが適用される関税について、商業的に意味のある基準額を設定する必要があります。

また、いくつかの「バケット」(分類見出しのグループ)システムに基づいて、このような輸入品に対する簡略化された関税構造を採用し、ベンダーが発地で商品を簡単に(つまり通関業者に頼ることなく)分類して適用できるようにする必要があります。

最新の関税構造はAPI(本書8ページの「APIとは」参照)で電子的にアクセスできます。

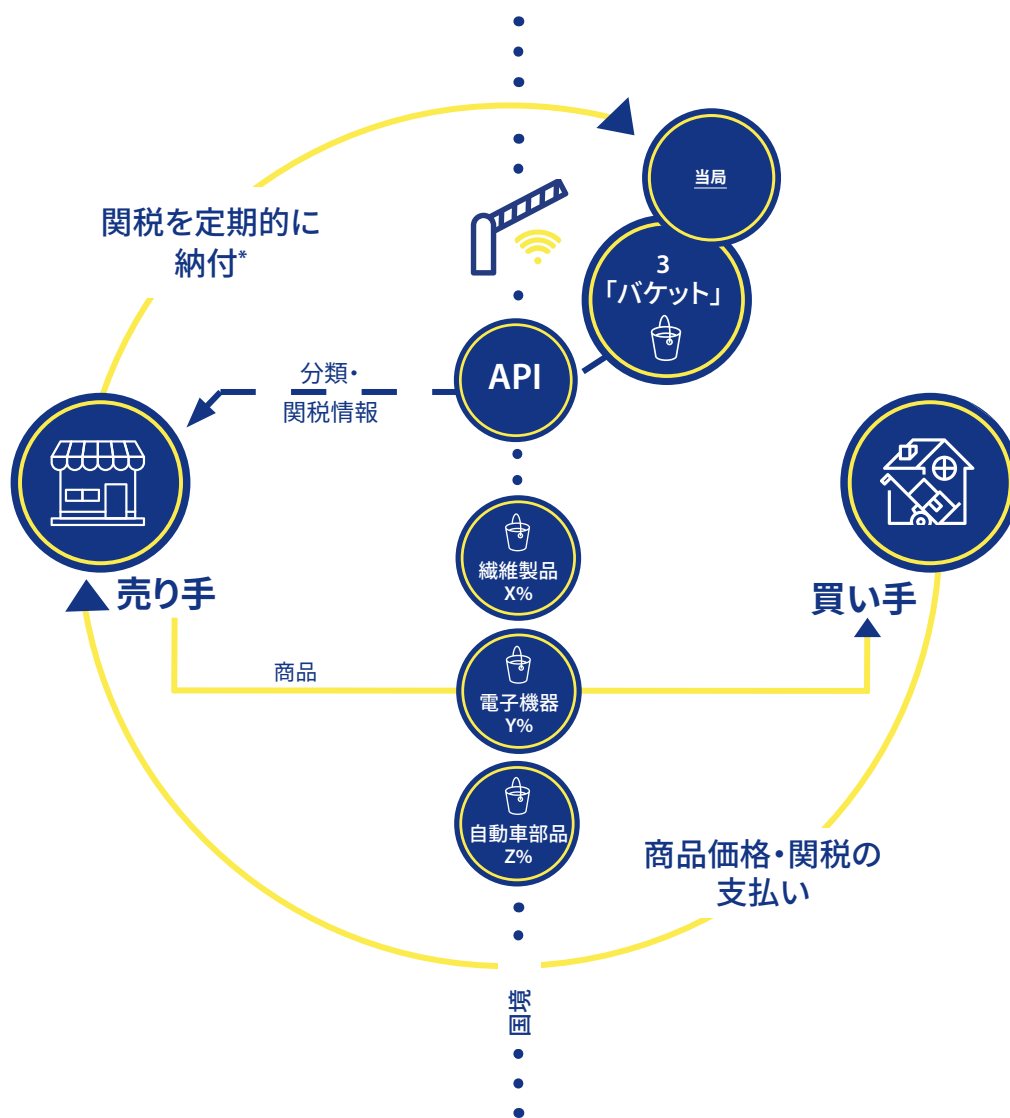
2012年以降、カナダでは、500カナダドル未満の貨物に対してこのようなシステムを運用してきました⁴(GHSまたはGeneric Harmonised System)。この基準額を下回る貨物は、定義が記載された一覧表に従って分類され、この基準額を上回る商品の分類に使用される約5,400の統計品目番号を置き換える3つの「ダミー」の統計品目番号(または「バケット」)にグループ化されます。次に、各「バケット」には、商品がカナダと自由

貿易協定を締結している国から輸入されたかどうかに応じて税率が割り当てられます。付録1に全一覧のコピーを掲載しています。

このシステムでは、50ドルの衣料品は、シンプルに「繊維製品」(カナダの統計品目番号 HS 9825100000)として分類できます。例えば、これは繊維製品の「HS 61.04 - 女性または幼児用のスーツ、アンサンブル、スーツのジャケット、ブレザー、ドレス、スカート、オーバーオール、パンツ、ショートパンツ(水着を除く)(メリヤス編みまたはクロセ編み)」や、あるいは関税率の異なる別の統計品目分類に該当するかどうか等を、税関と議論する必要はありません。

このソリューションを確立することで、国外ベンダーは簡単に関税を計算し、販売時点で顧客に輸入にかかる総費用を提示できます。運用側は、一般的に使用される商品説明を継続的に見直し、その商品が該当する「バケット」を確認して、カテゴリに追加します。分類ミスが実質的になくなれば、ベンダーと政府当局の双方にとって導入しやすくなると共に、政府にとっては税収を予測しやすくなります。

オプション2 - 関税徴収の簡略化



分類カテゴリーは、モデルの説明を目的とした単なる例です

⁴カナダでは、連邦税および地方税も適用されます。多くの関税率は0%に設定されています。

*直接納付または通関業者による納付

少額貨物の国際標準分類表

このモデルは、簡略化された国際標準分類表(カナダの例をもとにしたと思われる)の恩恵を受けることになります(付録1を参照)。これにより、すべての参加国向けに、標準の分類見出しを備えた標準APIを開発できるようになります。また、このようなシステムの導入を考えている政府に対し、キャパシティビルディング(能力開発支援)も提供しやすくなります。

各国は、税率体系、各「バケット」の関税率、この簡略化システムが適用される基準額に応じて、見出しを任意の数の「バケット」にグループ化する方法を自由に決定できます。

GEAは、世界税関機構(WCO)が、国際税関基準の設定を視野に入れた議論を開始し、カナダのGHS分類システムを出発点とすることを推奨します。

簡略化された分類と「ダミー」の統計品目番号表の使用は、税関が違法商品やIPR違反貨物を検出する能力を損なうものではありません。税関は、統計品目番号以外のパラメーターを適用して、このような貨物を検出できます(例:荷送人/荷受人の組み合わせ、特定の住所、特定の商品の説明など)。このようなパラメーターは、統計品目番号よりも効率的に検出できると認識されています(詐欺師が違法貨物の説明に正確な品目番号を使用する可能性は低い)⁵。

付録1

カナダ統計品目番号 2012年版



<p>バケット1 - HS 982515100000 寝具/リネン/タオル/カーテン/衣類/アパレル(宗教的な物品およびサリーを除く)履物およびその部品(スケート靴を含む)/繊維製品</p>	<p>MFN税率 20%</p>	<p>FTA税率 非課税</p>
<p>バケット2 - HS 9825200000 自動車部品(エンジン/点火装置を除く)/美容用品/化粧品/洗面用品/ワックスを使用したトラベルキット/自転車/三輪車/ブラシ/キャンディ/チョコレート、スナック菓子/CD/DVD(録音済みの楽曲)/セラミック/クリーニング用品/研磨用品/潤滑用品/時計/コーヒー/ティーメーカー/調理器具/キッチン用品/食器/ゴルフクラブ/ボール/ハンドバッグ/財布/帽子/筆記用具/画材/塗装用品/宝飾品(完成品/模造品)/皮革および皮革製品/旅行鞆/他に分類されない雑貨/楽器(ギター、キーボード、ドラムなど)/プラスチック製品、NES/サリー/スポーツ用品(滑降スキー/ラケット/ホッケースティック/サッカーを除く)/繊維床材/手持ち工具(動力なし)/傘/杖/むち/乗馬用むち</p>	<p>MFN税率 8%</p>	<p>FTA税率 非課税</p>
<p>バケット3 - HS 9825300000 自動車用エンジン/点火装置/自転車部品/カメラおよび部品/その付属品/CD/DVD(空/未録音・未録画)/コンピューター/ラップトップおよび部品/その付属品/滑降スキー/ホッケースティック/ラケット/サッカー用品/電気機器(切替装置/プラグ/ソケットなど) 自転車型トレーニングマシン/ステップマシンおよびその部品/眼鏡(サングラスなど)/機械部品、NES/顕微鏡/オートバイ部品/楽器部品および付属品/ノベルティ/祝賀用品/電話-固定電話/携帯電話/ヘッドフォン/イヤフォン/マイクロフォン/電動工具(手持ち式)/貴石/金具/印刷物(印刷物/書籍/パンフレットなど)/安全帽/ソフトウェア/玩具/カード/手工芸品/手工芸用材料/ビデオゲームおよび電子ゲーム/ビデオ/デジタルカメラ/時計および腕時計/時計部品および付属品</p>	<p>MFN税率 非課税</p>	<p>FTA税率 非課税</p>

⁵ 本件の詳細については、GEAの『Advance Cargo Information and Risk Management』(2020年、ジュネーブ)をご覧ください。
www.global-express.orgに掲載されています。

3. GSTやVATなどの消費税に重点を置いている国に対するオプション

このような国では、商業的に意味のあるde minimis (非課税基準額:関税が徴収されない額)を定める必要があります。つまり、国境での税関手続きは治安と安全リスク管理のみを扱い、一般申告は不要にするということです。

これらの国では国外ベンダーのために、国内に税務代理人を必要としない、非常に簡略化した登録手続きを許可すべきです。ベンダーはこの登録番号を商品を物理的に国内に輸送する運送業者に連絡し、運送業者が代わって商品の輸入時に税関に申告します。

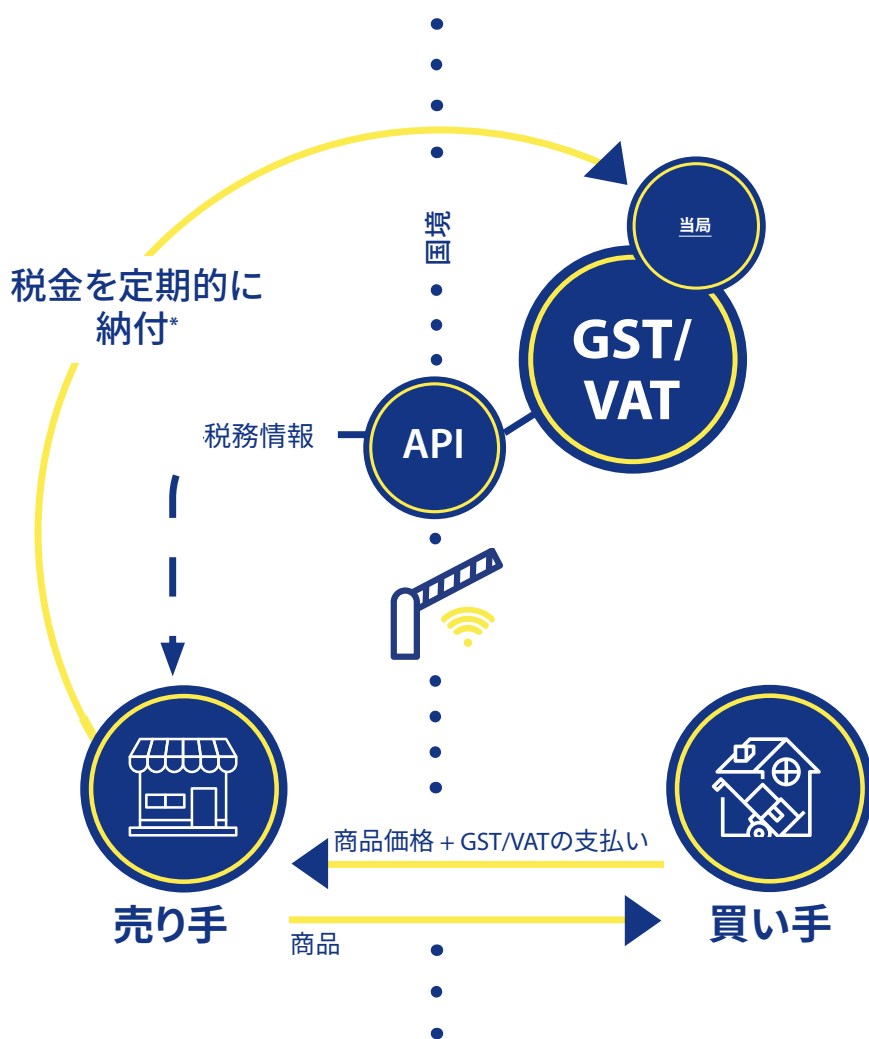
妥当な値に設定された単一税率は、管理が簡単でミスを回避できるため、最も効果的です。単一税率が検討されていな

い、または適用できない場合は、APIを通じて最新の税率表を利用できるようにする必要があります。これにより国外ベンダーは、貨物の発地における販売手続きの一環として課税できます。また、販売時点で最終消費者に輸入にかかる総費用を提示できることにもなります。

オーストラリアでは、2018年7月からこのようなシステムを問題なく運用しています。ニュージーランドでは2019年に導入しました。GEAは、これが長期的には最も効率の高いシステムになると考えています。

国が関税と消費税の両方を課す場所には、オプション2と3の要素を組み合わせてAPIに導入できます。

オプション3 - VAT/GSTの徴収の簡略化



GEAは、本提案とこれらが政府や世界のeコマース貿易業者にもたらすメリットについて検討する機会を歓迎します。

2020年9月、ジュネーブ

*直接納付または通関業者による納付

付録2

GEAより、JSIの全加盟者の皆様におかれましては
次の文案をご検討くださいますようお願いいたします。

各[当事者][加盟国]は、以下の事項に対応[するものとする]。

1. 一部の所定の商品を除き、可能な限り、関税やその他の税金が徴収されない、貨物のde minimis (非課税基準額) または課税対象額を提示する。
2. 関税やその他の税金の徴収には簡易申告を採用する。

かかる税込徴収モデルは、次の原則に準拠する[ものとする][必要がある]。

- a. 国内小売業者と国外小売業者の間の基準に関して差別が生じないものとする。
- b. シンプルかつ低コストで、政府、あらゆる規模の企業、運送業者にとって導入しやすいものとし、貿易業者が負担するコストを最小限に抑えることを目的とする。
- c. かかる手続きは、可能な限り国内の徴収および納付手続きと同様のものとする。すなわち、徴収は定期的に国境から離れて行われるものとする。
- d. 国境における手続きは、衛生、安全、および治安のみに焦点を当てるものとする。

貿易円滑化協定 (Trade Facilitation Agreement) の第7.8.3条では、加盟国は、商品の輸入を調査、留置、押収、没収、および拒否する権利を留保すると定められている。

APIとは

APIとは、**Application Programming Interface (アプリケーションプログラミングインターフェイス)** の略です。基本的に、APIはメッセージャーです。広く使用されており、2台のPC、サーバー、データベース間の仲介役として機能するようあらかじめプログラムされたソフトウェアです。

基本的に、APIはユーザーのリクエストをシステムに送信し、システムの応答をユーザーに返送します。たとえば、ユーザーがウェブサイトの [カートに追加] をクリックすると、APIがサイトにユーザーが商品をカートに追加したことを通知します。ウェブサイトは商品をカートに入れ、APIはカートが更新されたことをユーザーに通知します。

本提案の目的においては、APIはベンダーのウェブサイト/チェックアウトカートを仕向国の公式の税および関税情報データベースに接続します。これにより、販売時点で支払われた価格に基づき、仕向国の税金または関税が自動的に算出されます。